# 7 労働災害

## 高年齢労働者の安全と健康の確保に 係るガイドラインを策定へ

厚生労働省労働基準局安全衛生部の 「人生100年時代に向けた高年齢労働 者の安全と健康に関する有識者会議| が2020年1月17日、報告書を発表し た。「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(2019年6月・閣議決定)に、 「サービス業で増加している高齢者の 労働災害を防止するための取組を推進 する | 旨が盛り込まれたことなどを受 け、昨年8月以降、5回にわたり議論 してきた。報告書は「高齢者の労働災 害防止のための対策について、概念的 に整理するとともに、企業はじめ関係 者において、今後自らの実態に合わせ て取り組めるよう、作業環境管理、作 業管理、健康管理という観点から具体 的対策を盛り込んだガイドラインを取 りまとめ、その活用を進めていくこと が必要である」などと提言。同省では 今年度中にガイドラインを策定し、普 及促進を図ることにしている。

### 労災死傷者の約1/4が60歳以上

60歳以上の雇用者数が過去10年間で1.5倍に増加するなか、労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の割合も、増加傾向(2018年で26.1%)にある。労働災害の発生率は男女とも最小の25~29歳に比べ、65~69歳で男性は2.0倍、女性は4.9倍と相対的に高い。なかでも、転倒や墜落・転落の災害発生率が高い。

こうしたなか、同会議では高齢者の 身体機能の長期的な推移や、壮年者と 比較した特性を整理するとともに、年 齢、性別、経験期間が労働災害の発生 率に与える影響について分析。あわせ て、高齢者の安全衛生対策に積極的に 取り組む企業等や、関連分野の有識者 にヒアリングを行いつつ、働く高齢者 の安全と健康に向けて必要な方策等を 巡り、幅広く検討を重ねてきた。

#### 経営トップによる方針表明を

報告書では「高齢者が働きやすい職 場環境を実現するため、労使の取組を 促進するためのガイドラインを取りま とめることが適当である」と指摘。そ のうえで、【事業者】に対しては、高 齢者の就労状況や業務の内容など各事 業場の実情に応じ、①全般的事項(経 営トップによる方針表明及び体制整備、 危険源の特定等のリスクアセスメント の実施)から、②職場環境の改善(身 体機能の低下を補う設備・装置の導入、 働く高齢者の特性を考慮した作業管 理)、③働く高齢者の健康や体力の状 況の把握(健康診断、体力チェックに よる働く高齢者の状況の把握)、④働 く高齢者の健康や体力の状況に応じた 対応(個人ごとの健康や体力の状況を 踏まえた措置、働く高齢者の状況に応 じた業務の提供、心身両面にわたる健 康保持増進措置)、⑤安全衛生教育ま での、一連の事項に取り組む必要があ るなどと提起した。

#### 継続的な体力チェックが有効

このうち、③については「事業者、働く高齢者双方が体力の状態を客観的に把握し、事業者はその体力に合った作業に従事させるとともに、高齢者は自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、体力チェックを継続的に行うことが有効である」と指摘。その実施に当たっては、「労働者自身の同意や

結果の取扱いなど一定の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用し定めるとともに、体力チェックの評価基準を設ける場合は合理的な水準に設定し、厳しい職場環境の改善、体力の向上に取り組むことが必要である」などとしている。

また、④に関しては「健康や体力の 状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じる」とし、「脳・心臓疾患の 原因となる基礎疾患によっては、労働 時間の短縮や深夜労働の回数の減少、 配置転換などの措置を講じる」ことに 言及。さらに、「高齢者に適切な就労 の場を提供するため、職場における一 定の働き方のルールを構築するよう努 める」とともに、「個々の労働者の体力、 認知力、健康状況や就労の意欲等の状況に応じて、安全・健康の点で適合す る業務を提供する(マッチングさせる) よう努める」ことなどを求めている。

### 優良事業場の表彰等も

報告書ではこのほか、【労働者】も「自 らの健康づくりに積極的に取り組む必 要がある」とし、身体機能等の客観的 な把握や体力等の維持管理、ヘルスリ テラシーの向上等を求めた。

また、【国、関係団体等】に対しても、 「国民的な気運の醸成を図ることが必要」とし、特に①ガイドラインの普及 促進に向けた広報戦略等や、②個別事 業場に対する働きかけ(コンサルティ ング等)、③中小零細事業場等への助成、 ④高齢者を支援する機器・技術等の検 証等、⑤優良な取り組みを行う事業場 の表彰等を、早急に進める必要がある などと提言した。 (調査部)